

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画  
令和2年度事業点検・評価調書

3-16

3-16

|          |   |      |                                |
|----------|---|------|--------------------------------|
| 章        | 第3章 佐渡金銀山の保存管理  | 取組項目 | 新設及び既存建物の景観への配慮                |
| 節        |   | 事業主体 | 佐渡市建設課                         |
| 事業(施策)名  | 16 良好な景観形成のための規制誘導  | 関連団体 | 県都市政策課、佐渡地域振興局地域整備部、佐渡市世界遺産推進課 |
| 事業実施期間   | H28～R4  |      |                                |
| 事業概要     | <p>【事業目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新設及び既存建物への景観誘導の推進により、良好な景観形成を図る。</li> </ul> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新設及び既存の建築物改修に際し、景観に配慮した外観への誘導に向けて、事業者等との事前相談・協議の徹底を図る。</li> </ul>   |      |                                |
| 事業計画と実績  | <p>【R2年度計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市報(4月)で景観条例の周知を図っていくとともに、計画に基づき代理者との協議・調整を行い、景観に配慮した外観となるよう指導する。</li> <li>● 公共施設や、延べ面積300㎡を超える大規模な建築物については、計画に基づき、色彩や植栽計画等基準を超えないよう指導する。</li> <li>● 携帯電話の鉄塔については、色彩を提案し景観に配慮した外観となるよう指導する。</li> </ul> <p>【R2年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画のとおり4月の市広報紙で市条例による届出制度について周知するとともに、建築物に関して事前協議を21件実施した。</li> <li>● 計画のとおり公共施設に関して事前協議を2件実施した。</li> <li>● 計画のとおり携帯電話の鉄塔に関して事前協議を4件実施した。</li> </ul> |      |                                |
| 課題・今後の取組 | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民や事業者に対する景観条例の周知及び事前協議の徹底が必要である。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 景観計画に基づき、届出者や代理者との協議・調整を行い、景観に配慮した外観への誘導を図る。</li> </ul>   |      |                                |
| 事業評価     | <p>【事業の達成度】<br/>[ a ● b ● c ]</p> <p>【事業実施の効果】<br/>[ a ● b ● c ]</p> <p>【総合評価】<br/>[ A ● B ● C ]</p> <p>◇ 予定通りに景観に配慮した外観への誘導を行ったことで、一定の成果が得られた。</p>   |      |                                |

a: 進んでいる。高い。  
b: 概ね順調。概ね適切。  
c: 遅れている。低い。

A: 計画を上回る進捗で、十分な成果が得られている。  
B: 概ね計画どおり進んでおり、一定の成果が得られている。  
C: 計画から遅れが見られ、十分な成果が得られていない。